

令和3年9月30日

貸会議室利用者 各位

福岡商工会議所
ビル管理グループ

緊急事態宣言解除に伴う、10月以降の 福岡商工会議所ビル貸会議室の利用について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

福岡県では9月30日をもって緊急事態措置を終了することが決定され、10月以降は福岡県独自の開催制限が課されることとなりました。本制限の期間中（令和3年10月1日～10月14日〔予定〕）は、当ビルの貸会議室のご利用条件を下記のとおり変更いたします。

何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

敬具

1. 営業時間は、通常通り 21時までご利用いただけます。

2. 利用人数は、下記の場合を除き、最大収容定員まで対応可といたします。

- ・大声での歓声、声援等が想定される場合、最大収容人数の50%が上限となります。
- ・主催者が食事を手配する場合は、収容人数は、「最大収容人数の50%が上限」となります。（参加者が弁当等を持参する場合は、制限対象外です）

〈注意〉

※会場内で大声を出す方が居た場合は、主催者より個別に注意等を行ってください。

3. 会議室内での飲食については、下記の条件を満たす必要があります。ご注意ください。

飲食 (参加者が自ら弁当等を持参されるケース)	・座席間隔を1m以上空ける、飲食時のマスク着用を担保する ・大声での会話を避ける(黙食) ・着席形式のみ、大皿料理・立食形式は禁止 ・飲食時間は2時間以内
飲食 (主催者で弁当や食事を手配するケース)	▼上記に加えて、以下の遵守が必要です。 ・ <u>最大収容人数の50%以内の人数</u> ・着席形式のみ、大皿料理・立食形式は禁止 ・飲食時間は2時間以内 ・テーブル間の移動を控える
飲酒 (持込み含む、酒類提供を行うケース)	▼上記に加えて、以下の遵守が必要です。 ・ <u>最大収容人数の50%以内の人数</u> ・お酌、グラス回し飲み禁止。

4. 会場キャンセル（予約日の変更、会議室の変更や縮小、予約時間の短縮を含む）は、キャンセル料が発生いたします。

今後、感染拡大等が発生した場合、県の方針次第により、会議室営業の休止等の対応を行う可能性もございます。

最新の情報は、福岡県ホームページをご参照ください（QRコード参照>>）以上



【お問合せ】 福岡商工会議所 総務部 ビル管理グループ（平日9-17時）

〒812-8505 福岡市博多区博多駅前2-9-28

TEL 092-441-1116 FAX 092-413-0066